

令和7年度西都市農林行政補助金・交付金一覧表

(※主なものを抜粋して掲載しています。詳細についてはお問い合わせください。)

<園芸特産関係>

令和7年4月1日現在

種別	補助対象	事業主体	採択要件等	事業名		補助率	お問い合わせ先
施設園芸	省エネルギー設備導入	認定農家 又は 認定就農者	・市内に住所を有し、市税の滞納がないこと ・次に掲げる省エネルギー設備の導入に要する経費（※設備更新は対象外） ○ヒートポンプ（電気式・ガス式） ○三重施設（内張2層） ○循環扇 ○多段式サーモ	市	施設園芸振興対策事業	1/5以内 （上限30万円）	農産園芸係 43-1566
	ハウス導入		・市内に住所を有し、市税の滞納がないこと ・中古ハウス本体の購入、解体、運搬及び組立に要する経費 ・中古ハウスの導入時に不足する資材の購入及び組立に要する経費 ・新設ハウスの導入に要する経費	市	施設園芸振興対策事業	1/10以内 （上限50万円）	
	農業用ハウス補強		・市内に住所を有し市税の滞納がないこと ・補助対象経費が5万円以上のものに限る ・筋交パイプ、タイバー、ブレース及び作物荷重の設置に要する経費 ・引っ張り資材等による肩部補強に要する経費 ・ラセン杭等による基礎補強に要する経費 ・換気扇及び防風ネットの設置に要する経費	市	施設園芸振興対策事業	1/3以内 （上限30万円）	

<認定農業者関係>

種別	補助対象	事業主体	採択要件等	事業名		補助率	お問い合わせ先
認定農業者	共同機械の導入	営農集団	・認定農業者もしくは認定新規就農者2経営体以上を含む農業者等3経営体以上の組織での共同利用であること。または農事組合法人での利用であること。 ・市内に住所を有し、市税の滞納がないこと。 ・前年度、前々年度に当該事業による補助金の交付を受けた者は対象外。	市	新農業戦略事業（共同機械導入事業）	1/2以内 （50万円上限）	農政企画係 43-0382

(西都市農林課)

<認定農業者・新規就農者等関係>

種別	補助対象	事業主体	採択要件等	事業名		補助率	お問い合わせ先
新規就農者	農業研修生支援	個人	・市内の先進農家において農業実践研修を半年以上受ける市外からの転入者であって、転入日から1年を経過していないこと。 ・研修終了後、市内で農業経営を開始することが確実と見込まれること。	市	農業実践研修支援事業	3親等内の親族と同居している場合 月額3万円 上記以外 月額5万円 最大2年間	農政企画係 43-0382
	新規参入者支援 (経営資金の交付)	個人	・独立自営就農時の年齢が50歳未満であり、農業開始後5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画を作成できること。 ・農地の所有権又は利用権を有していること。 ・主要な農業機械・施設を所有又は賃借していること。 ・生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引し、売上げや経費等の経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。 ・農業経営に関する主宰権を有していること。	国	新規就農者育成総合対策 (経営開始資金)	(農業開始 1～3年目) 12.5万円/月 (150万円/年)	
	後継者、新規参入者支援 (施設機械の導入補助)	個人	・独立自営就農時の年齢が50歳未満であり、令和4年度以降に経営を開始する認定新規就農者 ・親元就農者は、令和4年度以降に経営を開始した者で且つ親の経営に従事してから5年以内に継承した者であること。	国	新規就農者育成総合対策 (経営発展支援事業)	補助率3/4以内 補助対象事業費 上限1,000万円 (経営開始資金対象者は上限500万円)	
	親元就農者支援 (施設機械の導入補助)	個人	・市内に居住する就農時の年齢が50歳未満の農業後継者であること。 ・親元就農後1年以上経過し、かつ5年以内の親元就農者であって専ら農業に従事するもの。 ・事業対象者が実施する農業経営において必要な経営規模の拡大、経営の改善のための機械等の導入費用であって、農業以外での汎用性がないこと。 ・国・県等の同様な補助金の交付対象となっていないこと。 ・市税の滞納がないこと。	市	補正予算にて、補助を拡大した事業を計画中		
	経営移譲支援 (施設機械の導入補助)	個人	・R4.1.1以降に認定農業者である先代経営者から経営権を後継者に移譲している又は申請日までに移譲すること。 ・後継者が青色申告者であること。 ・国の支援事業(新規就農者経営開始資金、農業次世代人材投資事業等)を受けていないこと。	国	経営継承・発展等支援事業	1/2以内 (100万円上限)	
雇用促進	農業の働き方改革に資する施設(休憩所、更衣室、男女別トイレ、シャワー)の導入・改修経費 宿泊施設等の既存施設の改修	営農集団 又は 農業法人	・雇用確保にむけ、マッチングアプリ、webサイトの活用・導入のような、雇用確保のためのデジタル化に取り組む、または取り組んでいること。 ・3戸以上の営農集団、農業法人 ・代表者、組織の規約及び管理運営の定めがあること	県	農業雇用人材マッチング促進支援事業	1/3以内	

(西都市農林課)

< 6 次産業化関係 >

種別	補助対象	事業主体	採択要件等	事業名		補助率	お問い合わせ先
6 次産業化	新たな 6 次産業化の取組に必要な施設の整備又は機械の導入	認定農業者 又は 営農集団	- 本市の農林水産物の新たな加工に必要な取組であること。 - 認定農業者又は農業者 3 名以上の組織であること。 - 市内に住所を有し、市税の滞納がないこと。 - 交付年度内に終了する事業で、他の補助金の交付対象でないこと。 - 前年度、前々年度に当該事業による補助金の交付を受けた者は対象外。	市	6 次産業化推進事業（施設整備等事業）	1/2 以内 (30 万円上限)	農政企画係 43-0382
	本市の農林水産物（これらの加工品を含む）を活用した商品開発又は販路拡大等		- 新たな商品開発又は既存商品の改善・改良に関する取組であること。 - 認定農業者又は農業者 3 名以上の組織であること。 - 市内に住所を有し、市税の滞納がないこと。 - 交付年度内に終了する事業で、他の補助金の交付対象でないこと。 - 前年度、前々年度に当該事業による補助金の交付を受けた者は対象外。		6 次産業化推進事業（商品開発等事業）	1/2 以内 (20 万円上限)	

< 畜産関係 >

種別	補助対象	事業主体	採択要件等	事業名		補助率	お問い合わせ先
施設	畜舎又は堆肥舎	個人又は法人	- 市内に住所を有する個人又は法人の畜産農家で、市税の滞納がないこと。 - 家畜の増頭増羽のために本市で行う畜舎又は堆肥舎の新築又は増改築であること。	市	畜産生産基盤強化対策事業	1/10 以内 (50 万円上限)	畜産係 32-1004
肉用牛	繁殖雌牛	個人又は法人	- 市内に住所を有する個人又は法人の畜産農家で、市税の滞納がないこと。 - 更新対象雌牛が出荷時において、同一の畜産経営者において 3 年以上繁殖に供していたものであって、その年齢が 8 歳以上であること、8 歳未満で獣医師の診断により繁殖雌牛として適当でないと認められたもの又は牛白血病の検査で陽性とされた繁殖雌牛であること。 - 導入した牛は、家畜市場開催のセリ市で購入又は家畜商が仲介した 4 歳未満の雌牛、経済連開催の妊娠牛販売会で購入した 4 歳未満の雌牛、自己保留した雌子牛であること。	市	繁殖雌牛更新支援事業	1 頭 2 万円 (5 頭限度)	
		個人又は法人	- 市内に住所を有する個人又は法人の畜産農家で、市税の滞納がないこと。 - 現に飼養している繁殖雌牛が 2 頭以上であること。 - 資金の償還について十分な能力を有すること。	市	優良基礎繁殖牛導入資金貸付事業	1 頭 30 万円 ～ 70 万円	
		個人又は法人	市内に住所を有する個人又は法人の畜産農家が繁殖雌牛に供するため児湯郡市管内で生産された優良雌牛を市内に保留する。	市	優良雌牛保留奨励金	郡品優等 10 万円/頭 郡品㉮等 8 万円/頭 郡品㉺等 3 万円/頭	

(西都市農林課)

＜農村整備・災害復旧関係＞

種別	補助対象	事業主体	採択要件等	事業名		補助率	お問い合わせ先
農 村 整 備	農道敷砂利支給	土地改良区 実行組合等	・ 1 路線 2 戸以上の受益者 ・ 農作業に必要な路線	市	農道敷砂利支給	10/10以内	農 村 整 備 係 43-3432
	農道生コンクリート支給	土地改良区 実行組合等	・ 1 路線 2 戸以上の受益者 ・ 農作業に必要な路線	市	農道生コンクリート支給	10/10以内	
	排水路の浚渫	土地改良区 水利組合	・ 受益住民では困難な排水路の浚渫	市	排水路維持管理浚渫事業補助金	1/2以内	
災 害 復 旧	農地・農業用施設の災害復旧	市	・ 維持管理の不足及び耕作放棄地の復旧は不可 ・ 被災から 2 週間以内の報告 ・ 工事費について、下限額があります。	国	農地・農業用施設災害復旧事業	9/10以内	

＜鳥獣害・林業関係＞

種別	補助対象	事業主体	採択要件等	事業名		補助率	お問い合わせ先
鳥 獣 害	電気柵等購入補助	農業者等	・ 市内に住所を有する農家で、市税の滞納がないこと。 ・ 農作物被害を防止するための電気柵・大型獣用箱わなを購入し、農地に設置すること。 ・ 10万円が限度額で、1 度補助を受けると 2 年間は補助申請できません。	県	鳥獣保護区等周辺被害防止対策事業	1/2以内	林 務 係 32-1013
林 業	作業路災害復旧	造林組合	・ 災害により荒廃した林業作業路	市	作業路災害復旧事業	1/2以内または9/10以内	
	特用林産物生産強化	林業者等の組織する団体等	・ しいたけ等特用林産物の生産における増産体制の構築等に必要な施設整備等を行う者	県	特用林産物生産体制強化事業	2/3以内	